

参加資格に関する回答書

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	委託仕様書 4-2(2)	担当技術者の資格要件において分野ごとの担当の兼任は可能でしょうか。	可とします。
2	同上	担当技術者の資格要件において建築積算資格者とは建築積算士または建築コスト管理士の有資格者という認識で宜しいでしょうか。また、外注有資格者への委託は可能でしょうか。	建築工程における工事費の算定を行うため、建築積算士は可、建築コスト管理士は不可とします。 外部への委託は可とします。 「協力事務所」として取り扱ってください。
3	委託仕様書 4-4	適用基準等①共通・建築工事における建設副産物管理マニュアルは国土交通省のHPにおいてH29.3.31をもって廃止とありますが、本計画においては適用されるという認識で宜しいでしょうか。	廃止のため適用外とします。
4	委託仕様書 4-6	成果品の提出納期が、令和7年3月25日迄となっておりますが、令和6年7月には、耐火検証に入る必要があるため、8月中旬契約では間に合わないと考えております。個別認定の取得及び計画通知の認可書類等（委任仕様書6記載資料）の許認可取得が令和7年3月25日までという認識で間違いないでしょうか。	原則は令和7年3月25日です。ただし、本市との協議により、別途納期を改めて定めるものについては、この限りではありません。
5	委託仕様書 3-2	【国土交通省による個別認定駐車場】と明記されておりますが、国土交通省による一般認定での計画は問題ないでしょうか。	問題ありません。